

平成25年度第1回技能労働者の技能の『見える化』ワーキンググループ議事概要

1. 日時： 平成25年8月6日(火)15:30～17:30
2. 場所： 一般財団法人 建設業振興基金 3階301会議室
3. 出席委員(五十音順)： 野城座長、天本委員、蟹澤委員、國枝委員、越塚委員、幸保委員、白石委員、高橋委員、滝沢委員、中山委員、花山委員、松井委員、森委員、柳委員

4. 議事要旨

(1) 技能労働者の技能の『見える化』に係るこれまでの検討について

- ・ 資料1について事務局から説明

(2) 技能労働者の技能の『見える化』に係る今後の検討について

① 資料2 p.1 平成25年度検討作業項目(案)、p.2 技能労働者情報の情報登録のあり方

- ・ 資料2 p.1、p.2について事務局から説明

登録主体

- 労働者本人による登録は原則賛成。近年個人がITを使いこなす能力も向上している。
- 作業員名簿等はすべて会社が代理入力をしている。技能労働者が各自で入力することは難しいと思われる。また、元請等企業においても対応は難しいと思われるので、指定登録機関が入力を担当してはどうか。本人申請等の資料の信用性の確保ができ、またメンテナンスもしやすい。
- 代行登録について、所属企業、元請、そのほか建設関係団体による代行登録を可能とすれば、建設技能労働者の情報が蓄積されやすくなる。
- 代行については、真正性の担保を考えると指定登録機関が行うのが理想ではあるが、業界団体や個別企業が行うのが現実的ではないか。

登録範囲

- 作業員名簿に記載されている人までを登録対象とすることは範囲が明確化できるので良いと思う。
- (登録範囲として)技術者問題をどうするか。いずれ議論して整理する必要がある。

② 資料2 p.3～p.9 蓄積すべき技能労働者に係る情報項目(基本情報)

- ・ 資料2 p.3～p.9について事務局から説明

本人確認

- 建設業では住所を頻繁に変える方が多いため、住所については任意の確認でよいのではないかと。
- 基本登録項目は、氏名、性別、生年月日までとして、それ以外は任意登録としてはどうか。
事務局 4情報は他の資格等の確認にも用いられている。
また、一人一人に割り振るIDに関して住所を含めた4情報を用いることで重複を減らすことができるため、チェックする項目が3つとなると本人確認は難しいと考えている。
- IDから検索するか、名前から検索するか本人しかわからない検索キーワードでは意味がない。
事務局 IDからの検索を考えている。検索、情報の閲覧方法等はこれからの議論。
- 随時の住所更新がなくても検索を可能にする仕組みとすれば良いのではないかと。
事務局 住所についてはどの段階で更新するか検討してみたい。
- (本人確認に関連し、データ認証の方法について) 本人確認は重要。一方で使い勝手を考えると認証は簡単な方が良い。
情報の重要性を考えると2通りの手法が考えられる。
最初から厳密に入力する方法(日本式)
間違いがあれば後から直す方法(アメリカ式)
厳密にやらなければならない情報があれば①、そうでないのであれば②を基本に検討してはどうか。
また、間違ったときの訂正をどうするかを認証と同じくらいしっかりやるべき。
- 外国人も住基カードを必要に応じて取得している。日本人でも必要に迫られると、(見える化による本人確認での)提出に備えた準備をするだろう。

仮登録

- 本人確認を後で行う仮登録方式は例外として、登録制度が浸透したら未登録者は現場にいれさせないというような運用が必要。
いかに仮登録の段階で本登録させる様に仕向けていくかということを考えれば良い。
- 『本人確認無し』、『本人確認有りで仮登録』では、虚偽申請のリスクがあり問題が生じるのではないかと。

代行登録

- 『だれが、どこで登録した。』が分かることが不正登録の抑止となる。登録した機関によって信憑性が変わる。内容が「怪しい」となった場合には、指定登録機関が登録の取り消しをすとか。
本人確認を後から行うパターンでは何をどこで登録するのか。併せて考えると、整理しやすくなるのではないかと。

- とりあえず登録は認め、システムを運用しながら真正性を進化させる方が現実的では無いか。
- 資格に関し、個人で登録するのは不可能。資格は発行団体が責任を持って登録すべき。

③ 資料2 p.10～p.14 登録された技能労働者情報の利用

- ・ 資料2 p.10～p.14について事務局から説明

情報を閲覧できる主体

- 民間発注者も情報が閲覧できる利用者にすべき。3月末の労務単価引き上げに伴う局長通達で建業法の不当に低い請負代金の及ぶ範囲に民間発注者が入っている。
- マンション、ビル等の発注者は利用者にいれても構わないと思うが、個人住宅となると施主が個人であると難しいのでは。
- 発注者も情報を閲覧できるようにする主旨は何か。
- 労働者の社会保険加入情報を閲覧できるようにしたのではないか。
- 社会保険未加入について、所属会社等が資格証等のコピーを基にチェックするとあるが、コピーを偽造される可能性がある。

国家的に社会保険未加入問題に取り組むのであれば、国交省なり厚労省なりがやることで、はじめて意義、価値があるシステムになる。

課題

- (労働者各個人の) 情報取得に関して、使用目的を説明する必要がある。説明した使用目的以外の活用は制限される。システムの利活用の幅が増えた際には情報が利用できないことが想定される。
- 守秘義務契約により、協力会社等について公表できないとされる場合がある。開示と閲覧についてどこまでオープンするか検討を要する。

登録料

- 登録時等の費用負担のあり方について検討すべき。

④ 資料2 p.15～p.25 蓄積すべき技能労働者に係る情報項目

- ・ 資料2 p.15～p.25について事務局から説明

- 表彰実績は積極的に登録させるべき。

民間では、表彰実績を積極的にアピールしている。表彰実績を加えることがシステムをワークさせるキラーコンテンツにもなり得る。

- 工事履歴について、従事した工事の規模が分かるように工夫することが必要。

～以上～